

一般廃棄物処分業許可証

住所 東京都江東区新木場2丁目11-1

氏名 東京ボード工業株式会社

代表取締役社長 井上 弘之

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、下記のとおり許可します。

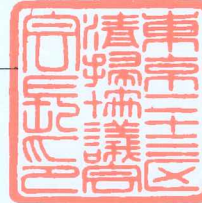
令和7年3月27日

江東区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健一

記



- | | | |
|---|----------------------------|--------------------------------------|
| 1 | 取り扱う一般廃棄物の種類 | 普通ごみ |
| 2 | 処分（最終処分を除く。）
最終処分の区別 | 処分（最終処分を除く。） |
| 3 | 処分の方法 | 破砕 |
| 4 | 処理施設等の種類、数量、
設置場所及び処理能力 | 破砕施設 江東区新木場2丁目12-5 20t/日 |
| 5 | 処分先 | 自社施設（パーティクルボード工場） |
| 6 | 許可期間 | 令和7年4月1日 から
令和9年3月31日 まで |
| 7 | 許可の条件 | 本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。 |

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。